

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
01	土 木 工 事 業	土 木	01	土 木 一 式 工 事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05－05) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05－09) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事(26－04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事(28－01)又はし尿処理施設工事(28－02)	
			02	農 業 土 木 工 事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コ ン ク リ ー ト 構 造 物 工 事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロスラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
						注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05－03)又は場所打ちくい工事(05－04) ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05－06) ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06－01)又はタイル・れんが・ブロック工事のタイル・れんが・ブロック工事(10－01)	
			04	大 口 径 管 工 事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地 す べ り 防 止 対 策 工 事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管 渠 推 進 工 事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	ト ン ネ ル 工 事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニ ュ ー マ チ ッ ク ケ ー ソ ン 工 事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シ ー ル ド 工 事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	P C 橋 梁 工 事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダ ム 工 事	ダム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
			12	森 林 土 木 工 事	森林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建 築 工 事 業	建 築	01	建 築 一 式 工 事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事(26－04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事(28－01)又はし尿処理施設工事(28－02)	
			02	木 造 工 事	木 造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽 量 鉄 骨 工 事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大工	01	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
			99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	● 総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	● 電 気 設 備 工 事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	● 信 号 設 備 工 事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上 下 水 道 施 設 電 気 設 備 工 事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管 工 事 業	管	01	給 排 水 設 備 工 事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷 暖 房 空 調 設 備 工 事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空調和設備工事、ダクト工事
			03	● 浄 化 槽 工 事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガ ス 管 配 管 工 事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ブロック工事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄 骨 工 事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼 橋 梁 工 事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄 塔 工 事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門 扉 工 事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
12	鉄 筋 工 事 業	鉄 筋	01	鉄 筋 工 事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
						道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 注)ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
15	板 金 工 事 業	板 金	01	板 金 工 事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注) 板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07ー01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガ ラ ス 工 事 業	ガラス	01	ガ ラ ス 工 事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗 装 工 事 業	塗 装	01	塗 装 工 事	塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路 面 標 示 工 事	路 面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋 内 床 面 標 示 工 事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防 水 工 事 業	防 水	01	防 水 工 事	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注) 法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工工事業の吹付け工事(05ー08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内 装 仕 上 工 事 業	内 装	01	内 装 仕 上 工 事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床 仕 上 工 事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	た た み 工 事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふ す ま 工 事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機 械 器 具 設 置 工 事 業	機 械	01	運 搬 機 器 設 置 工 事	運 搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プ ラ ン ト 設 備 工 事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26ー01)、浄水施設工事(26ー02)又は配水施設工事(26ー03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26ー04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28ー02)	プラント設備工事
			03	水 処 理 設 備 工 事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26ー01)、浄水施設工事(26ー02)又は配水施設工事(26ー03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26ー04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28ー02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚 泥 脱 水 設 備 工 事	脱 水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚 泥 焼 却 設 備 工 事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給 排 気 機 器 設 置 工 事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09ー02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚 排 水 機 器 設 置 工 事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダ ム 用 仮 設 備 工 事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバードーム設置工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
21	熱 絶 縁 工 事 業	熱絶縁	01	冷 暖 房 熱 絶 縁 工 事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動 力 設 備 熱 絶 縁 工 事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電 気 通 信 工 事 業	通 信	01	● 有 線 電 気 通 信 工 事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無 線 電 気 通 信 工 事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	● データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情 報 制 御 設 備 工 事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造 園 工 事 業	造 園	01	庭 園 工 事	庭 園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公 園 設 備 工 事	公 園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広 場 工 事	広 場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の造園工事	
24	さ く 井 工 事 業	さく井	01	さ く 井 工 事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚 水 設 備 工 事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建 具 工 事 業	建 具	01	サ ッ シ 工 事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッタ	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水 道	01	取 水 施 設 工 事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
			02	浄 水 施 設 工 事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事
						注) 上水道施設の水处理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水处理設備工事(20-03)	
			03	配 水 施 設 工 事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事
						注) ・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)	

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下 水 処 理 設 備 工 事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木事業の土木一式工事(01－01) ・かんがい用排水施設工事は、土木事業の農業土木工事(01－02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20－03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28－02)	下水処理設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消 防	01	● 水 消 火 設 備 工 事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡 消 火 設 備 工 事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	● 不 燃 性 ガ ス 消 火 設 備 工 事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	● 粉 末 消 火 設 備 工 事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	● 火 災 報 知 設 備 工 事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避 難 設 備 工 事	避 難	避難設備を設置する工事 注)ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02－01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11－01)	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	● 排 煙 設 備 工 事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	01	ご み 処 理 施 設 工 事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し 尿 処 理 施 設 工 事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26－04)	し尿処理施設工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解 体	01	解 体 工 事	解 体	工作物の解体を行う工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。	工作物解体工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。